バーゼル銀行監督委員会

銀行の内部監査機能

2012年6月

本文書は、日本金融監査協会・リスクガバナンス研究会による仮訳です。以下のメンバーが翻訳作業を行いました。

責任者

碓井 茂樹 (FFR+、日本銀行金融高度化センター)

佐志田 晶夫 (日本証券経済研究所)

金子 智洋 (PwC あらた監査法人ディレクター)

木村 正義 (PwC あらた監査法人マネージャー)

渡邊 俊也 (PwC あらた監査法人マネージャー)

玉江 宏平 (PwC あらた監査法人シニアアソシエイト)

お読みになられて、改善すべき点があれば、以下までお知らせください。 (連絡先) info@ifra.jp

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	頁 4
諸原則の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
A. 内部監査機能に対する監督当局の期待・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1. 内部監査機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2. 内部監査機能の主な特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3. 内部監査規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4. 活動の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5. コーポレート・ガバナンスの考慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
6. グループあるいは持株会社の構造下での内部監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
7. 内部監査の諸活動の外部委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
B. 監督当局と内部監査機能の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1. 監督当局と内部監査機能のコミュニケーション強化の利点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2. 監督当局と内部監査が議論する可能性のあるトピック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
C. 監督当局による内部監査機能の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
1. 内部監査機能の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2. 監督当局がとるべき行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
補論1. 内部監査機能のコミュニケーション経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
補論2.銀行の監査委員会の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

バーゼル銀行監督委員会・会計タスクフォースの監査サブグループ・メンバー

議長

Mr Marc Pickeur National Bank of Belgium

イタリック体の表記者は起案サポートの条件付き

Office of the Superintendent of Financial Institutions, Canada Ms Laural Ross

Bank of France Ms Nathalie Boutin
Prudential Supervisory Authority, France Ms Sylvie Marchal
Deutsche Bundesbank, Germany Ms Dragomira

Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, Germany Berberova
Ms Stefanie Jessen

Banca d'Italia, Italy

Bank of Japan

Mr Hiroyuki Yoshida

Ms Keiko Sumida

Financial Services Agency, Japan Mr Tadashi Tsumori
Commission de Surveillance du Secteur Financier, Ms Martine Wagner

Commission de Surveillance du Secteur Financier, Mis Martine Wagnel Luxembourg

De Nederlandsche Bank, The Netherlands

Mr Nic van der Ende
Banco de España, Spain

Ms Barbara Olivares

Financial Services Authority, United Kingdom

Ms Patricia Sucher

Mr Robert

Konowalchuk

Board of Governors of the Federal Reserve System, United Mr Terrill Garrison

States
Office of the Comptroller of the Currency, United States

Mr Robert Riordan

Federal Deposit Insurance Corporation, United States

Mr Harrison Greene

事務局
Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision Mr Xavier-Yves
Zanota

はじめに

- 1. バーゼル銀行監督委員会(以下、本委員会)は、銀行の内部監査機能の実効性を評価するための監督ガイダンスを改訂し公表する。これは、銀行内のサウンド・プラクティスを促進するガイダンスを通じて、銀行監督上の問題に対処し、監督を強化するため、本委員会の継続的な努力の一環として行うものである。本文書は、「銀行の内部監査および監督当局と監査人の関係」(2001年)の改訂版である。本文書では、銀行監督の実務や銀行組織における展開を考慮し、最近の金融危機で得られた教訓を取り入れている。
- 2. 本委員会の「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」」には、銀行は 十分な権限、組織内の位置付け、独立性、経営資源および取締役会へのアクセ スを有する内部監査機能を持つべきであると明記されている。独立した、能力の ある、資格を有する内部監査人は、健全なコーポレート・ガバナンスにとって極め て重要である。
- 3. 独立した実効的な内部監査機能を含む強固な内部統制システムは、健全なコーポレート・ガバナンスの一部である。銀行監督当局は、銀行の内部監査機能の実効性をみるため、方針や実務が定められた通りに遂行されていること、および、内部監査人によって把握された内部統制上の弱点に対して、経営者が適時適切な是正活動をとっていることを確認する必要がある。内部監査機能は、銀行の内部統制システムの品質に関して、銀行の取締役会と上級経営陣(そして監督当局)に対して重要な保証(assurance)を提供する。そのことにより、内部監査機能は、損失のリスクや銀行のレピュテーションへの悪影響を低減するのに役立つ。
- 4. 本文書は、銀行組織における内部監査機能に対する監督当局の期待、監督当局と内部監査機能の関係および監督当局による内部監査機能の評価について述べている。本文書は、銀行組織内の内部監査機能を強固にするように促すとともに、監督当局による内部監査機能の評価に関するガイダンスを提供しようとするものである。
- 5. 本文書は、銀行の内部監査人に対して、国内および国際的な内部監査基準(たとえば内部監査人協会が公表している基準など)を遵守するとともに、その展開に貢献することを奨励している。また、本文書は、内部監査基準と実務の展開に際して、健全性の問題に関して十分に考慮することを促すものである。
- 6. 本文書は、取締役会²と上級経営陣から構成されるマネジメント構造について言及している。本委員会は、各国間で法・規制上の枠組みが大きく異なることを認識している。これら各国の枠組みがマネジメントとガバナンスの構造における役

¹本委員会のウエブサイト: http://www.bis.org/pub/bcbs176.pdf 参照。

² 本文書では "board of directors"と "board" の両方を使用するが、同じ意味である。

割と機能を形成する。国によっては、取締役会は、上級経営陣として言及される執行機関(executive body)に対する唯一の、あるいは、主たる監督機能を有し、執行機関がその責任を果たすことを確保している。このような理由により、取締役会は、業務執行の機能を持たない監督理事会(supervisory board)として位置付けられることもある。これに対して、銀行経営の全般的枠組みの設定など、より広範な権限が取締役に与えられている国もある。こうした相違を踏まえ、本文書では、取締役会および上級経営陣の概念を法的構成要素としてではなく、銀行の内部における二つの意思決定機能を区分するために用いる。

- 7. 本文書で示された諸原則は、各国で適用される国内法やコーポレート・ガバナン スの構造に合わせて適用されるべきである。
- 8. 大規模な銀行および国際的に活動する銀行では、一般的に監査委員会(あるいは同等の機関)が銀行の内部監査人の監督を行う責任がある。監査委員会は取締役会の内部に設置される。本文書の補論2には、監査委員会の責任についてより詳細に記載されている。本文書において取締役会に言及するときは、監査委員会が設置されているのであれば、監査委員会の適切な関与が想定されている。本委員会「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」のパラグラフ50にしたがって、本文書では、大規模な銀行および国際的に活動する銀行には監査委員会あるいは同等の機関を設置することが想定されている。それ以外の銀行には監査委員会の設置が強く奨励されている。
- 9. このガイダンスは、銀行グループに属する銀行を含むすべての銀行、子会社の大部分が銀行である持株会社、および、子会社の大部分が銀行で健全性の監督下にある持株会社に適用される。本文書では、これらの構造すべてが銀行あるいは銀行組織として言及されている。このガイダンスは、銀行の重要性、複雑性、そして国際的なプレゼンスに応じて適用されるべきである(比例性の原則)。

諸原則の概要

内部監査機能に対する監督当局の期待に関する諸原則

原則1:実効的な内部監査機能は、取締役会と上級経営陣に対して、銀行の内部統制、リスクマネジメントおよびガバナンスの各システムと各プロセスの品質と実効性に関する独立した評価を提供する。これにより、内部監査機能は、取締役会と上級経営陣が組織とそのレピュテーションを保護するのに役立つ。

原則2:銀行の内部監査機能は監査対象の活動から独立していなければならない。 そのためには、内部監査機能は銀行内で十分に高い地位と権限を持つこと、また、こ れにより、内部監査人が客観的な立場でその職務を遂行できるようにすることが求め られる。

原則3:個々の内部監査人および内部監査部門全体としての知識と経験を含む専門職としての能力は、銀行の内部監査機能の実効性確保のために不可欠である。

原則4:内部監査人は誠実に(with integrity)行動しなければならない。

原則5:個々の銀行は、原則1. に記載された実効的な内部監査機能を促進するように銀行の内部監査機能の目的、地位および権限を明記した内部監査規程を定めるべきである。

原則6:銀行のすべての活動(外部委託された活動を含む)と事業体を内部監査機能の全般的な対象範囲に含めるべきである。

原則7:内部監査機能の活動の範囲については、監査計画のなかで規制上の関心を 適切にカバーするように確保するべきである。

原則8:個々の銀行は、常設の内部監査機能を持つべきである。銀行グループあるいは持株会社の傘下にある銀行の場合、内部監査機能は原則14.と整合的な構造を持つべきである。

原則9:銀行の取締役会は、上級経営陣が適切で実効的かつ効率的な内部統制システムを構築し維持することを確保する最終的な責任を有する。したがって、取締役会は、内部監査機能が効果的に職務を果たすことができるように支援するべきである。

原則10:監査委員会あるいは同等な機関が、銀行の内部監査機能を監督するべきである。

原則11: 内部監査部門長は、同部門において健全な内部監査基準および関連する 倫理規定の遵守を確保する責任がある。 原則12:内部監査機能は、内部監査規程に記載された任務のパフォーマンスに関連するすべての事項に関して、取締役会あるいは監査委員会に対する説明責任がある。

原則13:内部監査機能は、業務単位とそれらを支援する諸機能が構築した内部統制、 リスクマネジメントおよびガバナンスの各システムと各プロセスの実効性と効率性を独 立して評価するべきである。そして、これらの各システムと各プロセスに保証を提供す るべきである。

原則14:銀行グループ組織内のすべての銀行に関して、内部監査に対する整合的なアプローチを促進するため、銀行グループあるいは持株会社の傘下にある各銀行の取締役会は、以下のいずれかを確保するべきである。

- (i)各銀行が内部監査機能を持つ。各銀行の内部監査機能が、各銀行の取締役会に対する説明責任と、銀行グループまたは持株会社の内部監査部門長に対する報告責任を果たす。
- (ii)銀行グループまたは持株会社の内部監査機能が、各銀行において内部監査活動を十分な範囲で実施し、各銀行の取締役会が受託者責任と法的責任を果たすことができるようにする。

原則15:内部監査の諸活動を外部委託するか否かにかかわらず、取締役会は内部 監査機能に対する最終的な責任を有する。

監督当局と内部監査機能の関係に関する原則

原則16:監督当局は、銀行の内部監査人と定期的にコミュニケーションをとって、(i) 両者が特定したリスク分野について意見交換し、(ii)銀行が講じたリスク削減措置を理解するべきである。そして(iii)特定された弱点を理解して、銀行の対応状況をモニタリングするべきである。

監督当局による内部監査機能の評価に関する諸原則

原則17:銀行監督当局は、内部監査機能が銀行内で十分な地位と権限を有し、健全な原則にしたがって運営されているかを定期的に評価するべきである。

原則18:監督当局は、内部監査機能に関し特定されたすべての弱点を取締役会に対して公式に通知し、適時の是正措置をとることを要請するべきである。

原則19:監督当局は、内部監査機能の評価が銀行のリスクプロファイルの評価や自 らの監督業務に与える影響を考慮するべきである。 原則20:監督当局は、内部監査機能の欠陥が特定されたとき、取締役会と上級経営 陣がそれを一定期間内で是正するともに、監督当局に対して定期的な進捗報告書を 提出することを求める公式あるいは非公式な監督上の措置をとる用意をするべきで ある。

A. 内部監査機能に対する監督当局の期待

原則1:実効的な内部監査機能は、取締役会と上級経営陣に対して、銀行の内部統制、リスクマネジメントおよびガバナンスの各システムと各プロセスの品質と実効性に関する独立した評価を提供する。これにより、内部監査機能は、取締役会と上級経営陣が組織とそのレピュテーションを保護するのに役立つ。

1. 内部監査機能

- 10. 内部監査機能は、監督当局が高い関心を持つ分野である銀行の内部統制、リスクマネジメント、ガバナンスの各システムとプロセスについて、継続的な整備と評価を行う際に非常に重要な役割を果たす。さらに、内部監査人と監督当局はともにそれぞれの業務計画や活動を決めるにあたり、リスクベース・アプローチを採用している。内部監査人と監督当局はそれぞれ異なる任務を持ち、自らの判断と評価に対する責任を有するが、両者は同一あるいは類似/関連したリスクを把握するする可能性がある。
- 11. 内部監査機能は、アクセス可能なすべての記録・データ、問い合わせおよび専門的能力にもとづいて、銀行が直面するリスクに関する客観的かつ情報に富んだ見解を示すべきである。内部監査機能は、その見解、発見事項および結論について、監査委員会や取締役会と直接議論することができなければならない。このことにより、内部監査機能は取締役会が上級経営陣を監督するのに役立つ。

2. 内部監査機能の主な特徴

12. 内部監査機能の効果的な運営にとって不可欠な主な特徴を述べると、以下の通りである。

(a) 独立性と客観性³

原則2:銀行の内部監査機能は監査対象の活動から独立していなければならない。 そのためには、内部監査機能は銀行内で十分に高い地位と権限を持つこと、また、 これにより、内部監査人が客観的な立場でその職務を遂行できるようにすることが求 められる。

13. 内部監査部門長が策定し、取締役会が承認した監査計画にもとづき、内部監査

³「独立性」と「客観性」は内部監査の環境においては特別な意味を持つ。内部監査人協会(IIA) の用語集をみると、独立性は、公正不偏な仕方で内部監査の職責を果たすにあたり、内部監査 部門の能力を脅かす状態が存在しないこと、とされている。客観性は、内部監査人の公正不偏な精神的態度であり、客観性により内部監査人は自己の業務の成果を真に確信し、かつ品質を害さない方法で、個々の業務を遂行することが可能となる。客観性は内部監査人に対して、監査上の諸問題に関する判断を他人に委ねないことを求めている、とされている。

機能は、自ら主導して、銀行のあらゆる分野、機能において、その職務を遂行できなければならない。内部監査機能は、明確なレポーティング・ラインを通じて、その発見事項と評価を内部的に自由に報告できなければならない。内部監査部門長は、内部監査機能の独立性と客観性を維持する責任を果たすために必要な技量を持ち、適切なリーダーシップを発揮するべきである。

- 14. 内部監査機能は、特定の内部統制の手段を設計、選定、導入ないし運営することに関与するべきではない。しかしながら、内部監査機能の独立性は、上級経営 陣が内部監査からリスクや内部統制に関する事柄に関する助言の提供を求める ことを妨げるものではない。それにもかかわらず、内部統制の展開と導入は経営 陣の責任のもとで行われるべきである。
- 15. 類似の作業や型通りの仕事を繰り返し行うことは、客観性を喪失するため、重大な判断を行うための内部監査人の能力に悪い影響を及ぼす可能性がある。したがって、能力と専門性を損なうことなく、実施できるのであれば、内部監査機能の内部で内部監査のスタッフを定期的に異動することが健全な実務である。さらに銀行の他の機能領域から内部監査機能への異動、あるいは、内部監査機能から銀行の他の機能領域への異動を実施することもあり得る。内部監査機能の内部における人事異動、および、内部監査機能との間の人事異動は、文書化された健全な方針にしたがって管理され、実施されるべきである。その方針は利益相反を避けるように設計されるべきである。それには、個人が内部監査のスタッフに戻るとき、人事異動で従事したことのある機能領域の活動を監査する前に設定される適切な「クーリング・オフ」期間を厳守することも含まれる。
- 16. 内部監査スタッフの報酬が、もし彼らが内部監査の責任を果たす対象となる業務 ラインの財務的なパフォーマンスに関連付けられた場合、内部監査機能の独立 性と客観性が損なわれる可能性がある。内部監査部門長の報酬は、銀行の報酬 方針と実務にしたがって決定されるべきである。内部監査部門長および内部監査スタッフの報酬体系は、利益相反を起こしたり、独立性と客観性を侵害することを避けるように構築されるべきである。

(b)専門職としての能力と正当な注意

原則3:個々の内部監査人および内部監査部門全体としての知識と経験を含む専門職としての能力は、銀行の内部監査機能の実効性確保のために不可欠である。

- 17. 内部監査の専門職としての能力は、内部監査人が情報を集めて理解する能力、 監査を実施し監査証拠を評価する能力、および、内部監査機能のステークホル ダーとコミュニケーションをとる能力によって決まる。この専門職としての能力は、 適切な方法論、ツールおよび監査技術に関する十分な知識と組み合わせて使う べきである。
- 18. 内部監査部門長は、十分な資格とスキルを備えた人材を獲得し、専門職としての

能力を有効に活かして任務を達成し、求められる水準の内部監査を実施することができるようにする責任を負うべきである。内部監査部門長は、そのために必要となるスキルを継続的に評価し、モニタリングするべきである。上級の内部監査人に求められるスキルには、監査結果を判断し、組織の最高レベルに影響を及ぼす能力を含むべきである。

- 19. 内部監査部門長は、内部監査スタッフが適切な研修を継続的に受けることができるよう確保するべきである。これは、銀行の諸活動が技術的な複雑性を増していること、新しい商品や銀行内に新しい業務プロセスが導入された結果、実行すべき作業が多様化していること、および、金融セクターにおいて起きているその他の展開に対応するためである。
- 20. 内部監査人は全体として、銀行が業務を行うすべての分野を調査する能力を持つ必要がある。内部監査を外部委託する場合⁴、適切な監督を維持するとともに外部専門家の知識を銀行の内部監査スタッフに対して適切に移転することは、内部監査部門長の責任である。内部監査部門長は、外部専門家の利用が内部監査機能の独立性と客観性を侵害することがないように確保するべきである⁵。
- 21. 内部監査人は、合理的な慎重さと能力を持った専門職に期待される注意とスキルを適用するべきである。専門家としての正当な注意とは無謬性を意味するものではない。しかしながら、ある特定の分野における限定的な能力と経験しか持たない内部監査人は、より経験のある内部監査人によって監督されるべきである。

(c)専門職としての倫理

原則4:内部監査人は誠実に(with integrity)行動しなければならない。

- 22. 誠実さ(integrity)は、内部監査人が率直、正直で真実に立脚することを求めるため、信頼を確立する。このことが、内部監査人の専門職としての判断に依拠する基礎を提供する。
- 23. 内部監査人は、職務を遂行する過程で入手した情報の機密性を尊重するべきである。内部監査人は、個人的な利得や悪意ある行動のため、その情報を利用するべきではない。また、取得した情報の保護に努めるべきである。
- 24. 内部監査部門長およびすべての内部監査人は、利益相反を避けるべきである。 内部募集した内部監査人は、十分に長い「クーリング・オフ」期間が経過するまで

⁴ 外部委託とは、内部監査機能を支援するため、銀行組織の外部にいる専門家が内部監査の業務を遂行する契約を結ぶことである。

⁵ 外部専門家の代わりに、あるいは、外部専門家に加えて、銀行内部の専門家(いわゆるゲスト内部監査人)を活用するときも、内部監査部門長は、監督、知識の移転、独立性と客観性について同じ責任を有する。

は、以前、責任を有していた業務に対する内部監査活動に携わるべきではない。 さらに報酬体系は、内部監査人が内部監査機能の属性や目的に反する行動をとる動機づけを提供するべきではない。

25. 内部監査人は、(もし、あれば)銀行の倫理規定を適用するか、あるいは、内部監査人のために確立された国際的な倫理規定—たとえば IIA(内部監査人協会)の倫理綱要を遵守するべきである。倫理規定は、最低でも、客観性、能力、機密性および誠実さ(integrity)の原則を表明するべきである。

3. 内部監査規程

原則5:個々の銀行は、原則1. に記載された実効的な内部監査機能を促進するように銀行の内部監査機能の目的、地位および権限を明記した内部監査規程を定めるべきである。

- 26. 内部監査規程は、内部監査部門長により作成され、定期的にレビューされるべきであり、取締役会により承認を受けるべきである。内部監査規程は、組織内部のすべての関係者が閲覧可能であるべきである。また、上場企業など特定の状況においては、外部ステークホルダーも閲覧可能であるべきである。
- 27. 内部監査規定は、最低でも、以下の事項を定めるべきである。
 - ・ 内部監査機能の銀行内での地位、権限、責任、および、その他管理機能との 関係(本ガイダンスの原則1. に記載の通り、実効性のある内部監査機能を推 進するため)
 - 内部監査機能の目的と範囲
 - ・ 上記セクションA. 2に記載の内部監査機能の主な特徴
 - ・ 内部監査人が監査業務の結果を伝達する義務、および、誰に対してどのよう に伝達するかの記載(レポーティング・ライン)
 - 内部監査機能がいつどのように監査業務の一部を外部専門家に外部委託するかを示す基準
 - 内部監査機能がコンサルティング業務やアドバイザリー業務の提供やその他の特別な作業の実行の依頼を受けるための諸条件
 - 内部監査部門長の責務と説明責任
 - 健全な内部監査基準の遵守に対する要請
 - 内部監査機能と法定あるいは外部監査人の調整手順
- 28. 内部監査規程は、職務の遂行に関連がある限り、内部監査機能に対して、すべての職員と直接的なコミュニケーションをとる権限、銀行内のすべての活動と事

⁶ 内部監査人協会(IIA)や国際会計士倫理基準審議会(IESBA)はいずれも倫理規定を公表している。双方の規定はともに誠実さの原則の重要性を強調している。

業体を調査する権限、および、すべての記録、ファイル、データや物理的な財産に無条件にアクセスする権限を付与するべきある。これには経営情報システム (MIS)、および、すべての諮問機関、意思決定機関の記録と議事録が含まれる。

4. 活動の範囲

原則6:銀行のすべての活動(外部委託された活動を含む)と事業体を内部監査機能の全般的な対象範囲に含めるべきである。

- 29. 内部監査活動の範囲には、銀行全体の内部統制、リスクマネジメントおよびガバナンスの各システムと各プロセスの実効性に関する調査と評価が含まれるべきである。これには組織の外部に委託された諸活動や子会社、支店・支所が含まれる。
- 30. 内部監査機能は、以下に関して独立した評価を行うべきである。
 - ・ 現在のリスクと将来、見込まれるリスクの観点から、内部統制、リスクマネジメントおよびガバナンスの各システムの実効性と効率性
 - ・ 経営情報システムとプロセスの信頼性、有効性および完全性(データの関連性、正確性、完備性、可用性、機密性および包括性を含む)
 - ・ 監督当局からの要請(詳細は後述)を含む、法・規制の遵守状況のモニタリン グ
 - 資産の保全
- 31. 内部監査部門長は、複数年にわたる内部監査計画の一部として、年間の内部監査計画を策定する責任を有する。監査計画は、しっかりしたリスク評価(上級経営陣および取締役会からの要請事項を含む)にもとづくべきであり、少なくとも年に1回(あるいは、重大なリスクが存在する場合、継続的でリアルタイムな評価を可能とするようにさらに高い頻度で)、監査計画を見直すべきである。取締役会による内部監査計画の承認には、内部監査機能の活動を支援するため、適切な予算を利用可能とすることも含まれている。また、予算は銀行のリスク特性の変化に応じて内部監査計画の変更に対応できるように十分に柔軟であるべきである。

原則7:内部監査機能の活動の範囲については、監査計画のなかで規制上の関心を 適切にカバーするように確保するべきである。

32. 内部監査は、規制上の関心事項に関する適切な能力を有し、しっかりしたリスク評価の結果にもとづき、関連する分野を定期的に検証しなければならない。これには、関連当局が定めた規制上の諸原則や規則、ガイダンスに対応して、銀行が策定した方針、プロセスおよびガバナンス上の措置に対する検証が含まれる。とくに、銀行の内部監査機能は、主要なリスク管理機能、規制自己資本の適切性と流動性の管理機能、規制当局への報告機能と内部報告機能、規制上のコンプライアンス機能および財務機能を検証する能力を持つべきである。

(a)リスクマネジメント

- 33. 銀行のリスクマネジメント・プロセスは、規制が定める条項および安全で健全な銀行実務の堅持を支援し実現するものである。このため、内部監査は以下に掲げるリスクマネジメントの諸側面を監査範囲に含むべきである。
 - ・ リスク管理機能の組織と任務。市場リスク、信用リスク、流動性リスク、金利リ スク、オペレーショナル・リスクおよび法的リスクを含む。
 - ・ リスクアペタイトの評価。重要事項とリスク管理機能による決定事項の報告と 上位者へのエスカレーション。
 - ・ 銀行の諸活動から生じるすべてのリスクの把握、測定、評価、管理、対応および報告を行うためのリスクマネジメントのシステムとプロセスの適切性。
 - ・ リスクマネジメントに利用する情報システムの完全性。使用されるデータの正確性、信頼性および完備性を含む。
 - ・ リスクモデルの承認と維持。モデルで使用されるデータの整合性、適時性、独立性および信頼性の検証を含む。

銀行が直面するリスクの水準について、上級経営陣とリスク管理機能の見解に重要な相違があり、そのことをリスク管理機能が取締役会に知らせていない場合、内部 監査部門長はこの相違について取締役会に知らせるべきである。

(b)自己資本の適切性と流動性

- 34. 銀行は、本委員会で承認され、また、各国で規制として導入されている自己資本と流動性に対する国際的な規制上の枠組みにしたがうべきである。この枠組みは、規制上の自己資本と国際的な流動性を強化するための措置を含んでいる。内部監査の範囲には、こうした規制上の枠組みが求めるすべての条項を含むべきである。とくに規制資本を把握、測定し、銀行のリスク・エクスポージャーと規制で定められた最低比率に関連して資本の適切性を評価する銀行システムを含むべきである。
- 35. 内部監査は、経営陣による自己資本水準のストレステストのプロセスについて、 その実施頻度、目的(内部モニタリングのためか、規制上のの養成か)、採用さ れたシナリオと潜在的な想定の妥当性、および、プロセスの信頼性を考慮に入れ て検証するべきである。
- 36. 加えて、銀行のリスク・プロファイル、外部環境および規制上の最低限の要請に 関連して流動性ポジションを測定しモニタリングする銀行のシステムとプロセスは 内部監査の対象に含めるべきである。

(c)規制当局への報告と内部報告

- 37. 上記事項に加えて、内部監査人は、リスク管理機能と報告機能が内部管理者と 監督当局の双方に対して適時に正確で信頼できる関連報告を作成するため、相 互にやり取りするプロセスの有効性を定期的に評価するべきである。
- 38. これには、銀行の資本、規制要件、自己資本比率の計算を記録した報告が含まれる。また、銀行の公開報告書に記載されたバーゼル規制のPillar3や規制上の諸事項の開示など、透明性や市場規律を高めるためのパブリック・ディスクロージャーが含まれるかもしれない。

(d)コンプライアンス⁷

- 39. コンプライアンス機能の活動範囲は、内部監査機能によって定期的に検証される べきである。
- 40. コンプライアンスの対象としては、法令制定者と監督当局により発せられた主要な法令、規則、基準のほか、市場の慣行、業界団体による実務規範、銀行の職員に適用される内部行為規範を含む。
- 41. コンプライアンス機能の監査には、コンプライアンス機能がいかに実効的にその責任を果たしているかの評価を含むべきである。

(e)財務

- 42. 銀行の財務機能⁸は、財務データと財務報告の完全性と正確性に対して責任を有する。財務の活動(たとえば、計算、損益評価、内部留保など)の主要な側面は、銀行の資本水準に影響する。したがって、財務関連の統制については、しっかりと類似のリスクおよび事業に適用されるべきである。このため、財務関連の統制について、銀行実務の実効的な評価を提供する内部監査の資源と専門性を使って定期的な検証を行うことが重要である。
- 43. 内部監査は、統制環境の評価、評価プロセスで使った情報と証拠の利用可能性と信頼性、および、公正価値の算定の信頼性を評価するため、十分な資源を投入するべきである。これは、独立した価格検証プロセスのレビューと重要な取引の評価テストを通じて達せられる。
- 44. 内部監査は、以下のことを範囲に含めるべきである(以下のリストは網羅的であることを意図したものではない)。

⁷ 本委員会の「コンプライアンスおよび銀行のコンプライアンス機能」(2005 年 4 月)と併せて参照。

^{*}財務は、評価、モデリング、商品コントロールおよび財務コントロールを含む。

- ・財務機能の組織と権限
- ・財務データ、財務システム、および、損益、金融商品の評価、減損引当金などの主要なデータの完全な把握、捕捉、測定、報告する財務プロセスについての適切性と完全性
- ・価格モデルの承認と維持。モデルで使用するデータソースの整合性、適時性、独立性および信頼性の検証を含む。
- ・不規則な取引を防止し、発見するためのコントロール
- ・主要な勘定調整と措置を含むバランスシート・コントロール(諸調整)

5. コーポレート・ガバナンスの考慮

45. 補論1では、内部監査機能、コーポレート・ガバナンス構造および一般的な銀行のガバナンスモデルにおけるコミュニケーション経路に関する諸原則と基準の概要を示している。

(a)内部監査機能の常設

原則8:個々の銀行は、常設の内部監査機能を持つべきである。銀行グループあるいは持株会社の傘下にある銀行の場合、内部監査機能は原則14.と整合的な構造を持つべきである。

- 46. 上級経営陣と取締役会は、その義務と責任を果たすため、規模、業務の特性および組織の複雑性に応じた常設の内部監査機能を持つことを確保するのに必要なすべての措置をとるべきである。
- 47. 内部監査活動は、通常、銀行の内部監査スタッフによって行われるべきである。 内部監査活動を部分的あるいは全面的に外部委託する場合、取締役会は外部 委託した活動に最終的な責任を有する。また、取締役会は銀行内部の内部監査 機能を維持する責任を有する。内部監査活動の外部委託については、原則15 および関連するパラグラフで詳しく述べる。

(b)取締役会と上級経営陣の責任

原則9:銀行の取締役会は、上級経営陣が適切で実効的かつ効率的な内部統制システムを構築し維持することを確保する最終的な責任を有する。したがって、取締役会は、内部監査機能が効果的に職務を果たすことができるように支援するべきである。

48. 少なくとも年に1回、取締役会は、内部監査機能によって提供された情報にある程度もとづいて、内部統制システムの実効性と効率性をレビューするべきである。 さらに取締役会は、その監督責任の一部として、内部監査機能のパフォーマンスをレビューするべきである。取締役会は、時々、独立した外部機関に内部監査機 能の品質評価レビューを委任することを検討するべきである。

- 49. 上級経営陣は、銀行が直面するすべてのリスクを特定し、測定し、モニタリングし、 そして管理する内部統制の枠組みを展開する責任がある。また、上級経営陣は、 責任、権限および報告関係を明確に割り当てるとともに、委任された責任が実効 的に遂行されることを確保する組織構造を維持するべきである。上級経営陣が、 内部統制の枠組みの範囲とパフォーマンスに関して、取締役会に報告することは 確立した実務となっている。
- 50. 上級経営陣は、内部監査機能に対して、新しい展開、発議、プロジェクト、商品および業務の変更に関する情報を知らせて、それらに関連したすべてのリスク一既知のリスクと今後、想定されるリスクーが早い段階で特定され、伝達されることを確保するべきである。
- 51. 上級経営陣は、内部監査のすべての発見事項と改善提案にもとづき、適時かつ 適切な対応策がとられるよう確保することに対して説明責任を有する。
- 52. 上級経営陣は、監査委員会によって承認された年次の内部監査計画、範囲と予算に合わせて、内部監査部門長が職務を果たすために必要となる(財務面あるいは非財務面の)資源を利用できるよう確保するべきである。

(c)内部監査機能に関連した監査委員会の責任

原則10:監査委員会あるいは同等な機関が、銀行の内部監査機能を監督するべきである。

- 53. この原則は、取締役会に監査委員会が設置されたとき、適用される。監査委員会が存在しない場合、以下に記載された事項の責任は取締役会自体にあるとみなされる。本委員会の「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」のパラグラフ 50 において説明されているように、大規模な銀行や国際的に活動する銀行は、監査委員会あるいは同等の機関を持つべきである。その他の銀行も監査委員会を設置することが奨励される。
- 54. 監査委員会の監督機能には、原則2に準拠して内部監査機能が独立した責任を果たすことができるよう確保すること、および、内部監査機能の監査計画、範囲、予算をレビューして承認することが含まれる。監査委員会は、主要な監査報告をレビューするとともに、統制の弱さ、方針や法・規制の遵守に係る問題、および、内部監査機能により特定され報告されたその他の懸念事項に対して、上級経営陣が必要かつ適時な是正措置をとっていることを確認する。
- 55. 本文書の補論2では、監査委員会の責任の概観をまとめている。

(d)内部監査部門の管理

原則11: 内部監査部門長は、同部門において健全な内部監査基準および関連する 倫理規定の遵守を確保する責任がある。

- 56. 内部監査部門長は、健全な内部監査の基準、たとえば内部監査人協会(IIA)の「内部監査の専門的実施の国際基準」の遵守を確保するべきである。さらに内部 監査人は適切な倫理規定を遵守するべきである。
- 57. 監査委員会は、内部監査部門長には誠実な人物(a person of integrity)を確保するべきである。このことは、内部監査部門長が自らの仕事を正直、勤勉かつ責任をもって遂行できる人物であることを意味する。また、内部監査部門長が法律を遵守し、いかなる不法行為にも関係していなかったことも意味する。内部監査部門長は、内部監査のスタッフが誠実な人物(persons of integrity)で構成されるように確保するべきである。

(e)内部監査機能のレポーティング・ライン(reporting lines)

原則12:内部監査機能は、内部監査規程に記載された任務のパフォーマンスに関連するすべての事項に関して、取締役会あるいは監査委員会に対する説明責任がある。

- 58. 内部監査機能は、取締役会あるいは監査委員会に対する説明責任を持つべきである。また、内部監査機能は、その発見事項をすみやかに上級経営陣に知らせるべきである。
- 59. 上級経営陣には、適切かつ実効的な内部統制のシステムとプロセスを導入して維持する責任がある。したがって、内部監査機能は、上級経営陣に対してすべての重要な発見事項を知らせ、適時に是正措置をとることができるようにするべきである。さらに、内部監査機能は、是正措置の結果を上級経営陣とともにフォローアップするべきである。内部監査部門長は、上級経営陣によって(まだ)是正されていない事項を発見した場合、その状況を取締役会あるいは監査委員会に対して報告するべきである。

(f)内部監査機能、コンプライアンス機能、リスク管理機能の関係

原則13:内部監査機能は、業務単位とそれらを支援する諸機能が構築した内部統制、リスクマネジメントおよびガバナンスの各システムと各プロセスの実効性と効率性を独立して評価するべきである。そして、これらの各システムと各プロセスに保証を提供するべきである。

60. 銀行の業務単位、それらを支援する諸機能と内部監査機能との関係は、「3つの

ディフェンス・ライン」モデル(three lines of defence model)を使って説明することができる。業務単位は「第一のディフェンス・ライン」である。業務単位は、割り当てられたリスク・エクスポージャーの限度内でリスクテイクを行う。また、業務単位は、当該業務のリスクの把握、評価、コントロールに対して遂行責任と説明責任を有する。「第二のディフェンス・ライン」には、たとえば、リスクマネジメント、コンプライアンス、法務、人事、財務、業務運営、テクノロジーなど、業務単位を支援する諸機能が含まれる。これらの諸機能は、それぞれが業務単位と密接に連携して、当該業務のリスクが適切に把握、管理されていることを確保する。業務単位を支援する諸機能は、戦略の策定、銀行の方針と手続きの導入、銀行全体のリスクに関する見解を形成するための情報収集などを支援するよう、業務単位と密接に協働する。「第三のディフェンス・ライン」は、内部監査機能である。内部監査機能は、「第一、第二のディフェンス・ライン」が構築するプロセスの有効性に関する独立した評価を行って、これらのプロセスに関する保証を提供する。

ディフェンス・ライン	例	アプローチ
第一のライン	フロント・オフィス、顧客に	取引ベース、継続的
	対面する諸活動	
第二のライン	リスクマネジメント、コンプ	リスク・ベース、継続的ま
	ライアンス、法務、人事、	たは定期的
	財務、業務運営、テクノロ	
	ジー	
第三のライン	内部監査	リスク・ベース、定期的

- 61. 内部統制に関する責任は、当該ディフェンス・ラインから次のディフェンス・ライン に転嫁されることはない。
- 6. グループあるいは持株会社の構造下での内部監査

原則14:銀行グループ組織内のすべての銀行に関して、内部監査に対する整合的なアプローチを促進するため、グループあるいは持株会社の傘下にある各銀行の取締役会は、以下のいずれかを確保するべきである。

- (i)各銀行が内部監査機能を持つ。各銀行の内部監査機能は、各銀行の取締役会に対して説明責任を果たすべきである。また、グループあるいは持株会社の内部監査部門長に対して報告を行うべきである。
- (ii)グループあるいは持株会社の内部監査機能が、各銀行での内部監査活動を十分な範囲で実施し、各銀行の取締役会が受託者責任と法的責任を果たすことができるようにする。
- 62. グループあるいは持株会社の傘下にある各銀行の取締役会は、各銀行の上級 経営陣が適切で実効的および効率的な内部統制のシステムとプロセスを開発し、 維持することを確保する責任を有する。また、各銀行の取締役会は、本文書の諸 原則にしたがって、各銀行で内部監査活動が実効的に行われることを確保すべ

きである。各銀行で内部監査の業務を遂行する内部監査人は、各銀行の監査委員会あるいは同等の機関と、グループあるいは持株会社の内部監査部門長に対して報告を行うべきである。

- 63. 親会社の取締役会と上級経営陣は、銀行グループ組織全体に適切で実効的な内部監査機能が確立されること、および、内部監査の方針とメカニズムが構造、業務の活動、および、グループあるいは持株会社のすべての構成要素のリスクに対して適切なものなるよう確保する全般的な責任を有する。
- 64. 親会社の内部監査部門長は、グループあるいは持株会社の内部監査の戦略を明確にするべきである。また、(これらの法人組織の各取締役会と協議し、地域の法制にしたがって)、親銀行と子銀行の双方のレベルで内部監査機能の組織を決定するべきである。そして、内部監査の方法論と品質評価の手法を含め、内部監査の諸原則を策定するべきである。
- 65. グループあるいは持株会社の内部監査機能は、銀行グループ組織に対する監査の範囲を決定するべきである。このとき、地域の法・規制の規定にしたがうとともに、地域の知識と経験を取り入れるべきである。

7. 内部監査の諸活動の外部委託

原則15:内部監査の諸活動を外部委託するか否かにかかわらず、取締役会は内部 監査機能に対する最終的な責任を有する。

- 66. 大規模な銀行や国際的に活動する銀行には、自らの職員で内部監査の諸活動を行うことが奨励される。しかしながら、内部監査機能の全面的な外部委託ではなく、内部監査の諸活動のなかからターゲットを定めて限定的に外部委託することは、内部監査機能の内部では専門性が得られない分野で内部監査を遂行するための特別な専門性や知識へのアクセスを可能とするなど、銀行のためになる。また、外部委託は、監査計画の遂行を脅かす可能性のある一時的な資源制約を緩和することもできる。銀行は特定の内部監査活動を外部委託する理由を説明することができなければならない。
- 67. 内部監査部門長は、内部監査業務の委託サービスの提供者が銀行の内部監査規程の諸原則を遵守するよう確保するべきである。独立性を維持するには、銀行内で同じ分野のコンサルティング業務に従事した者について、合理的な長さの"クーリング・オフ"期間が経過するまでは、外部委託サービスの提供者としないよう確保することが重要である。また、内部監査業務の委託サービスを提供する専門家は、最近、内部監査を実施した銀行の機能に対するコンサルティング・サービスを提供するべきではない。さらに、健全な実務としては、銀行は、内部監査の諸活動を自らの外部監査人に対して外部委託するべきではない。。

⁹ このベストプラクティスからのいかなる逸脱も、小規模の銀行に限定されるべきである。また、法定監

68. 内部監査部門長は、専門家から提供された関連知識を、実務上いつでも、組織に取り込めるよう確保するべきである。これは、外部専門家による内部監査業務に、銀行の内部監査スタッフを 1 名ないし数名、参加させることで可能となるかもしれない。

B. 監督当局と内部監査機能の関係

- 69. 監督当局は、銀行の内部監査機能とお互いに興味のあるトピックについて効果的なコミュニケーションを取ることがためになる。銀行の内部監査機能との関係構築にあたり、監督当局は、内部監査機能の組織と業務運営について、銀行内の位置づけと権限を含め、理解するべきである。
- 70. 監督当局と内部監査機能は、それぞれ異なる役割と責任を持つため、監督当局 と内部監査人は、コミュニケーションを強めることが、それぞれに認められた実際 の独立性と地位を害することがないよう確保するべきである。監督当局の内部監 査機能に対する評価にかかわらず、監督当局は、オンサイトの監督を含む継続 的な監督プロセスを通じて、内部監査人の監査結果に異議を申し立てる (challenge)ことができなければならない。
- 71. 監督当局と内部監査機能の関係は、構造化され透明性のある方法で確立されるべきである。原則として監督当局がこの関係を主導する。

1. 監督当局と内部監査機能のコミュニケーション強化の利点

原則16:監督当局は、銀行の内部監査人と定期的にコミュニケーションをとって、(i) 両者が特定したリスク分野について意見交換し、(ii)銀行が講じたリスク削減措置を理解するべきである。そして(iii)特定された弱点を理解して、銀行の対応状況をモニタリングするべきである。

- 72. 内部監査機能は、銀行が制定した方針と手続きの適切性および遵守状況についての独立した評価を提供するため、内部統制システムの主要な構成要素である。したがって、監督当局は内部監査機能と建設的で正式な対話を行うことに関心を持つ。この対話は内部統制システムの品質に関する有益な情報源となり得る。
- 73. どの程度、内部監査人の働きを銀行に対する監督上の一連の措置の要素として 考慮に入れるかは、監督上のアプローチ、監督当局による内部監査機能の評価 および現下の諸問題に関する状況によって決まる。
- 74. 監督当局は、上級経営陣との会合に加え、内部監査人と定期的な会合を持ち、

査人あるいは外部監査人に適用される倫理基準の範囲内にとどまるべきである。

内部監査でのリスク分析、発見事項、改善提案および監査計画について議論するべきである。監督当局は、上級経営陣がこれらの会合に同席するべきか否かについて、個々のケースに応じて決定するべきである。また、これらの会合を持つことで監督当局による勧告(監督当局のオンサイト・レビューの期間中になされたものを含む)および内部監査人による提言が、どのように、また、どの程度実施されたかを理解することが容易になる。これらの勧告と提言を遂行するため、銀行がとる措置の実効性を監督当局が確保できるように上記の会合を十分な頻度で開催するべきである。監督当局と内部監査人との会合や他のコミュニケーションの頻度は、銀行の規模、業務運営の性質とリスクおよび組織の複雑性に応じたものとするべきである。監督当局は、ときには内部監査の報告書の提出を求めることもあり得る。内部監査の報告書と情報の分析は、監督当局が銀行の内部統制システムを評価するのに役立つ可能性がある。

- 75. 監督当局と内部監査人の関係は双方向でもある。監督当局は、内部監査業務の 実効性を高めることができる場合には、内部監査機能と関連情報を共有すること を検討することがあり得る。また、監督当局は、内部監査機能と統制環境を強化 することを求める具体的な勧告を行うべきである。
- 2. 監督当局と内部監査が議論する可能性のあるトピック
- 76. 内部監査機能が監査対象とするすべての事柄が監督当局にとっては潜在的に 価値があるが、いくつかのトピックは監督上の要請と密接に関連があるため、銀 行の監督当局にとって、とくに関心が強い。
- 77. 銀行の資本と流動性ポジション、そして、主要なリスクに関する意思決定、モニタリング、コントロールおよび報告のプロセスと方法は、監督当局にとって直接、関連があり重要である。したがって、監督当局と内部監査人は、セクション A の原則7 および関連するパラグラフに記述された分野について議論するべきである。
- 78. 内部監査は、金融機関の業務活動におけるリスク、プロセスと機能を含む金融機関のビジネスモデルや、これらのリスクのコントロールと監督の適切性に関する見解を監督当局に対して提供するのに良い立場にある。たとえば、以下の項目である。
- (i) 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(情報技術、業務継続マネジメントを含む)およびバーゼル自己資本規制の第二の柱に関連するその他リスクに対して適用されるリスクマネジメントの手続きとリスク評価の方法論の適用と実効性
- (ii) コンティンジェンシー・プラン
- (iii) 外部委託の取り決め
- (iv) 不正リスク

- 79. 会計データが特定の規制措置で使われたり、規制上の報告に含まれる限り、監督当局は、以下に関連する内部監査業務を理解し、役立てるよう努めるべきである。
- (i) 金融商品の評価(公正価値を含む)と減損
- (ii) 規制上の影響をともなう金融商品の重要な取引
- (iii) 見積もりを含む、その他会計上の判断を要する領域
- 80. 監督当局は、コンプライアンス機能の監査を通じて特定された業務上の行為 (conduct)あるいは市場における行為(conduct)に係る諸問題についても関心をもつ可能性がある。たとえば、以下の項目である。
- (i) 取引報告
- (ii) 顧客資産の取引ルールの遵守
- (iii) アンチ・マネーロンダリング・プロセスとコントロール
- (iv) 利益相反の管理
- 81. 取締役会と上級経営陣は、銀行の戦略とビジネスモデルの確立に責任を有する。 しかしながら、その変更は、銀行の内部統制、リスクマネジメント、ガバナンスの 体制とプロセスに影響を与える可能性がある。内部監査は、銀行の方針を決め るものではなく、業務上の決定に干渉するべきではないが、経営陣に対して異議 を申し立てる(challenge)ことで、それらに影響を及ぼすことができる立場にある。 内部監査機能と銀行監督当局は双方とも、以下の項目について関心を持ってい る。
- (i) 目標を設定し、戦略的な意思決定を行うプロセス
- (ii) 経営陣の資質、経営の実態およびガバナンスの構造とプロセス

C. 監督当局による内部監査機能の評価

82. 銀行の全体的な統制システムとプロセスの有効性の評価において、内部監査が極めて重要な役割を果たすことから、監督当局は内部監査機能を評価するべきである。これは銀行の全体的な評価に影響を及ぼすほか、監督当局が内部監査機能をどの程度利用するかを決めることも可能となる。

1. 内部監査機能の評価

原則17:銀行監督当局は、内部監査機能が銀行内で十分な地位と権限を有し、健全な原則にしたがって運営されているかを定期的に評価するべきである。

83. 監督当局は、取締役会、監査委員会および上級経営陣が、健全な内部監査機能を使って内部統制環境を評価、支援することにより、内部統制環境を強固なものとするように促しているかを考慮するべきである。

- 84. 内部監査機能の評価は、本ガイダンスのセクションAで提示された監督当局の期待にもとづいて行われるべきである。これには、以下の諸点に関する評価が含まれる。
 - ・内部監査機能の基本的な特徴
 - 内部監査機能の銀行内における地位と権限
 - ・内部監査基本規程の存在とその内容
 - 内部監査機能の業務の範囲とその成果物
 - ・内部監査機能に適用されるコーポレート・ガバナンス上の取り決め
 - ・グループまたは持株会社内での内部監査機能の組織
 - ・内部監査機能の専門職としての能力、経験および専門性
 - 内部監査部門長と主要な内部監査人の報酬体系
 - ・外部委託された内部監査の活動(もし、あれば)
- 85. 監督当局は、内部監査機能の評価において、時系列でみたり、銀行業界を横断的にみて整合性や比較可能性を促進するとともに、業界のベスト・プラクティスを特定するため、評点方式を用いるのが有用かもしれない。
- 86. 内部監査機能に関する弱点が特定された場合、監督当局による銀行のリスクプロファイルの評価に影響する可能性がある。
- 87. 監督当局は、内部監査機能の品質に関して独立した評価を行うべきである。それ にもかかわらず、監査委員会あるいは同等の機関と内部監査機能は、内部監査 機能の品質を評価するため、自らのツールを開発し維持するべきである。
- 88. 内部監査部門長の選任と交替は、監督当局による銀行の評価に関連する。したがって、監査委員会(あるいは同等の機関)または上級経営陣は、監督当局に対して、新しい内部監査部門長の選任を、関連する資質と前歴を含め、すみやかに知らせるべきである。同様に、内部監査部門長がその職を離れる場合、監督当局に対して、その事実と事情を知らせるべきである。監督当局は、辞任の理由を話し合うため、前任の内部監査部門長とのミーティングを検討するべきである。

2. 監督当局がとるべき行動

原則18:監督当局は、内部監査機能に関し特定されたすべての弱点を取締役会に対して公式に通知し、適時の是正措置をとることを要請するべきである。

89. 監督当局は、銀行の内部監査機能が不適切である、あるいは、有効ではないと結論づけた場合、取締役会に対して、特定された弱点を適時に是正するための適切な改善計画書を作成するように求めるべきである。改善計画書は、監督当局に対して提出され、レビューされるべきである。監督当局が満足できない場合は、修正または追加的な手段を改善計画に含めるように求めるべきである。監督

当局は改善計画の実行をモニタリングするべきである。

- 90. 監督当局は、内部監査機能のパフォーマンスと地位の向上に関する措置に加えて、監査委員会の機能度を含め、銀行のガバナンスの強化を勧告することもあり得る。
- 91. 監査委員会および取締役会は、単に監督当局が弱点を特定しなかったということだけをもって、内部監査機能が十分に機能していると結論付けるべきではない。 監督当局のレビュー・プロセスは、内部監査機能に関する監査委員会による評価 や外部評価を代替するものではない。

原則19:監督当局は、内部監査機能の評価が銀行のリスクプロファイルの評価や自らの監督業務に与える影響を考慮するべきである。

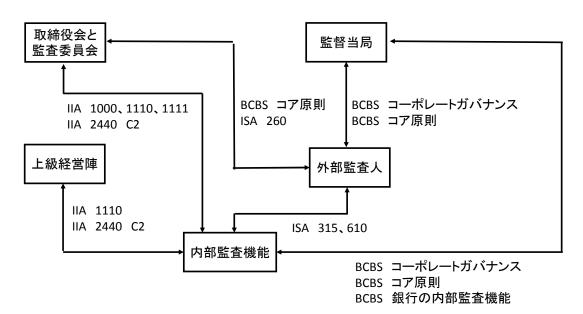
- 92. 内部監査機能の評価は、監督当局による銀行のリスクプロファイルの評価、監督当局の資源配分、監督当局が想定する諸活動に影響を与えることがあり得る。
- 93. 是正措置が合意できない場合、あるいは、特定された弱点の是正に関して継続的な遅れがみられる場合、監督当局は銀行のリスクプロファイルに及ぼす影響を検討するべきである。
- 94. 銀行が国際的なグループに属する場合、監督当局は、たとえば監督カレッジなどの他の関連する監督当局とともに、その懸念事項を共有することを検討するべきである。

原則20:監督当局は、内部監査機能の欠陥が特定されたとき、取締役会と上級経営 陣がそれを一定期間内で是正するともに、監督当局に対して定期的な進捗報告書を 提出することを求める公式あるいは非公式な監督上の措置をとる用意をするべきで ある。

95. 監督当局は、銀行が強固で頑健な内部監査機能を有することを期待するが、内部監査機能に欠陥が存在して、その欠陥を是正するために特定の監督上の措置が必要とされる状況もあり得る。監督上の措置は、その性格上、公表されることも非公表とされることもある。

補論1 内部監査機能のコミュニケーション経路

本委員会(BCBS)が公表しているコア原則、その他の関連するガイダンス、国際監査・保証基準審議会が公表している国際監査基準(ISA)および内部監査人協会(IIA)の基準のなかに、内部監査機能のコミュニケーション経路の構築に役立つ参考事項が記載されている。下図は内部監査機能以外の関係者とのコミュニケーション経路をすべて表記しているわけではない。



- BCBS:バーゼル銀行監督委員会
 - 実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則
 - コーポレートガバナンスを強化するための諸原則
 - 銀行の内部監査機能
- IIA:内部監査の専門職的実施の国際基準。

1xxx ではじまる基準は「属性基準」、2xxx ではじまる基準は「実施基準」である。 内部監査人協会「内部監査の専門職的実施の国際フレームワーク」(IPPF、2011 年)を参照。

- IIA 1000-目的、権限および責任
- IIA 1100-独立性と客観性
- IIA 1110-組織上の独立性
- IIA 1111-取締役会との直接の意思疎通
- IIA 2440-内部監査の結果の周知

● ISA:国際監査基準

2xx ではじまる基準は外部監査人の一般原則及び責任を扱う。3xx ではじまる基準は外部監査人によるリスク評価及び評価したリスクへの対応を扱う。そして、6xx ではじまる基準は外部監査人の他者の作業の利用について扱う。国際会計士連盟(IFAC)国際監査・保証基準審議会(IAASB)による IAASB ハンドブック

(Handbook of International Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance, and Related Services Pronouncements)の 2010 年版パート 1 を参照。

- ISA 第 260 号: 統治責任者とのコミュニケーション

- ISA 第 315 号: 事業体及びその環境の理解を通じた重要な虚偽表示の

リスクの識別と評価

- ISA 第 610 号: 内部監査の利用

補論2 銀行の監査委員会の責任

監査委員会は取締役会内に設置される特別な委員会である。このため、監査委員会は、取締役会から責任を与えられた特定の分野において、取締役会の仕事を準備し取締役会に対して報告を行う。最終的な責任は取締役会が負う。

監査委員会は、その責任を果たすため、同委員会の会合に出席するのが妥当とみなされる内部監査部門長、コンプライアンス部門長、上級経営陣―とくに CEO およびその他の管理者―を招くことができる。内部監査部門長と監査委員会のメンバーが非公式の会合、すなわち経営陣が出席しない会合を持ち、関心のある問題を議論することは健全な実務である。

監査委員会の主要な責任分野が広いカテゴリーごとに以下に列挙されている。本リストは銀行の監査委員会の健全な実務の概要を提供するものである。このリストは、各地域での規制や慣行にしたがって異なることがある。たとえば、監査委員会の責任が、銀行あるいは国によっては、取締役会の直接の責任とされることがある。

ディスクロージャーを含む財務報告

- (a) 財務報告のプロセスおよび結果をモニタリングする。
- (b)銀行の会計方針および実務が確立するように監督し、会計上の見積もりおよび 財務諸表の開示を含め、銀行の会計実務の重要な質的側面をレビューする。
- (c)銀行の財務諸表および銀行の財務業績に関する公式発表の誠実性(integrity)をモニタリングする。
- (d)財務諸表に含まれる財務報告の重要な判断をレビューする。
- (e) 財務報告上の問題として不正の可能性があると銀行の職員が内々懸念を表明している手続きをレビューする。

内部統制

(f)上級経営陣が適切かつ効果的な内部統制システムとプロセスを確立し維持することを確保する。内部統制システムおよびプロセスについては、報告(財務、業務、リスク)、法・規制と内部方針の遵守状況のモニタリング、業務の効率性と有効性、および、資産の保全などを含む分野で保証を提供するように設計するべきである。

内部監査

- (g)銀行の内部監査機能の実効性をモニタリングしてレビューする。
- (h)内部監査の計画、範囲および予算を承認する。
- (i)内部監査の報告書をレビューして議論する。
- (j) 内部監査機能が上級経営陣、外部監査人、監督当局および監査委員会との間で 率直なコミュニケーションを維持することを確保する。
- (k) 内部監査機能の部門長が指摘した不正および法・規制の違反などの発見事項を レビューする。
- (I) 監査規程および内部監査機能の倫理規定を承認する。
- (m)業績表彰を含む内部監査機能全体の年間報酬を承認する、あるいは、取締役 会に対してその承認を勧告する。
- (n)内部監査機能の部門長の業績を評価する。
- (o)内部監査機能の部門長および主要な内部監査人の任命、再任または解雇を 承認する、あるいは、取締役会に対してその承認を勧告する。

法定監査人あるいは外部監査人

任命、再任、解任および報酬

- (p)銀行の法定監査人あるいは外部監査法人を承認するための適切かつ客観的な 基準を承認する。
- (q)法定監査人あるいは外部監査法人の任命、再任または解雇を承認する、あるいは、取締役会または株主に対してその承認を勧告する。
- (r) 法定監査人あるいは外部監査法人の報酬と契約条件を承認する。

倫理規定の遵守、とくに独立性と客観性の確保

- (s) 法定監査人あるいは外部監査法人の独立性について、レビューしてモニタリングする。 とくに銀行に対して追加的なサービスを提供している場合、独立性に対する脅威が特定されたときは、それを除去し、あるいは、許容可能な水準に引き下げる保護措置を含めてレビューしてモニタリングする。
- (t) 法定監査人の客観性および監査プロセスの実効性をレビューしてモニタリングする。
- (u) 非監査サービスの提供を受ける場合、法定監査人あるいは外部監査法人との契約方針を策定して導入する。そのとき、非監査サービスの提供に関する外部監査法人の適切な倫理ガイドラインを考慮する。
- (v)財務諸表の監査と、外部監査法人および関連会社によって事業体に対して提供されている非監査サービスの報酬額全体、および、事業体によってコントロールされている報酬額の内訳を承認する。

法定監査あるいは外部監査

- (w) 年次会計および連結会計の法定監査を監督する。
- (x)法定監査あるいは外部監査で判明した主要事項について、とくに財務報告のプロ

セスに関する内部統制上の重大な弱点が特定されたときは、法定監査人あるいは 外部監査法人と議論する。

(y)法定監査人あるいは外部監査法人が、上級経営陣や必要に応じてガバナンス上 の責任者に対して、書面で意見表明したことについて議論する。

是正措置

- (z)内部監査人および外部監査人による発見事項と勧告に対処するため、上級経営 陣が適時の方法で必要な是正措置をとることを確保する。
- (aa)内部監査人や外部監査人によって特定された統制上の弱点、方針や法・規制に対する違反およびその他の問題点に対処する。
- (bb) 内部監査機能に関連した欠陥が監督当局により特定された場合、適切な期間内に是正され、必要な是正措置の進捗状況が取締役会に対して報告されていることを確保にする。